

《 参 考 》

平成 23 年 3 月 31 日以前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利について適用される改正前の相続税法第 24 条

【適用関係】

平成 23 年 3 月 31 日以前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した定期金に関する権利について適用されます。

ただし、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に締結された定期金給付契約に関する権利（確定給付企業年金など一定のものを除きます。）で、平成 23 年 3 月 31 日までの間に相続若しくは遺贈又は贈与により取得したものについては、改正後の相続税法第 24 条が適用されます。

また、平成 22 年 4 月 1 日前に締結された定期金給付契約のうち、平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に変更（軽微な変更を除きます。）があった契約については、その変更があった日に新たに定期金給付契約が締結されたものとみなされます。

○ 所得税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 6 号）による改正前の相続税法第 24 条

（定期金に関する権利の評価）

第 24 条 定期金給付契約で当該契約に関する権利を取得した時において定期金給付事由が発生しているものに関する権利の価額は、次に掲げる金額による。

- 一 有期定期金については、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき給付金額の総額に、次に定める割合を乗じて計算した金額。ただし、一年間に受けるべき金額の十五倍を超えることができない。

残存期間が五年以下のもの 百分の七十

残存期間が五年を超え十年以下のもの 百分の六十

残存期間が十年を超え十五年以下のもの 百分の五十

残存期間が十五年を超え二十五年以下のもの 百分の四十

残存期間が二十五年を超え三十五年以下のもの 百分の三十

残存期間が三十五年を超えるもの 百分の二十

- 二 無期定期金については、その一年間に受けるべき金額の十五倍に相当する金額

- 三 終身定期金については、その目的とされた者の当該契約に関する権利の取得の時における年齢に応じ、一年間に受けるべき金額に、次に定める倍数を乗じて算出した金額

二十五歳以下の者 十一倍

二十五歳を超え四十歳以下の者 八倍

四十歳を超え五十歳以下の者 六倍

五十歳を超え六十歳以下の者 四倍

六十歳を超え七十歳以下の者 二倍

七十歳を超える者 一倍

- 四 第 3 条第 1 項第 5 号に規定する一時金については、その給付金額

- 2 前項に規定する定期金給付契約に関する権利で同項第 3 号の規定の適用を受けるものにつき、その目的とされた者が当該契約に関する権利を取得した時後第 27 条第 1 項又は第 28 条第 1 項に規定する申告書の提出期限までに死亡し、その死亡によりその給付が終了した場合においては、当該定期金給付契約に関する権利の価額は、前項第 3 号の規定にかかわらず、その権利者が当

該契約に関する権利を取得した時後給付を受け、又は受けるべき金額（当該権利者の遺族その他の第三者が当該権利者の死亡により給付を受ける場合には、その給付を受け、又は受けるべき金額を含む。）による。

- 3 第1項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その権利者に対し、一定期間、かつ、その目的とされた者の生存中、定期金を給付する契約に基づくものの価額は、同項第1号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第3号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか低い方の金額による。
- 4 第1項に規定する定期金給付契約に関する権利で、その目的とされた者の生存中定期金を給付し、かつ、その者が死亡したときはその権利者又はその遺族その他の第三者に対し継続して定期金を給付する契約に基づくものの価額は、同項第1号に規定する有期定期金として算出した金額又は同項第3号に規定する終身定期金として算出した金額のいずれか高い方の金額による。
- 5 前各項の規定は、第3条第1項第6号に規定する定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のものの価額の評価について準用する。